

# プラスチック条約策定に関する要望書

外務大臣 殿  
環境大臣 殿  
経済産業大臣 殿

プラスチック条約策定に向けて日本が下記のような事項についても提案し、その実現に向けて積極的に取り組むことを要望します。

記

- プラスチックポリマーの生産抑制の目標の設定(条約案Ⅱ-1)
- プラスチックに使用される懸念化学物質の禁止、制限、段階的廃止の規制措置(条約案Ⅱ-2)
- 使い捨て製品を含む、問題のある・回避可能なプラスチック製品の使用禁止(条約案Ⅱ-3)

以上

氏名	住所
	都道 府県

第一次集約期限 2024年10月31日 / 第二次集約予定 2024年12月31日

呼びかけ団体:

有害化学物質から子どもを守るネットワーク(子どもケミネット)

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階

TEL: 03-5875-5410 FAX: 03-5875-5411

取扱団体:

## <趣旨説明>

今、プラスチック汚染に関する条約（プラスチック条約）の策定交渉が正念場を迎えています。プラスチック廃棄物による地球規模の海洋汚染は深刻化しており、さまざまなレベルのすべての関係者を巻き込んだ緊急かつ国際的対応が求められています。

プラスチック条約の策定はこのような国際的対応の第一歩であり、その内容如何は、人類がこの汚染危機を回避できるかどうかを左右すると言っても決して過言ではありません。

条約の争点は、主として以下の3つです。

### ① プラスチックの生産量の制限

日本政府は、世界一律の生産制限に消極的な態度を示しています。

しかし、プラスチック汚染危機の主な原因は、プラスチックの大量生産（2019 年年間生産量 4 億 6000 万トン）にあり、この危機を回避するためには、生産量の抑制—「蛇口を閉める」—ことが必要不可欠です。

### ② プラスチック中の有害な化学物質の規制

また、プラスチックには多種多様な化学物質が大量に使用されており、それらのリユース・リサイクルを進めるにあたっては、UNEP・BRS 事務局作成の技術報告書「Chemicals in Plastics」に記載されている 10 種の「懸念化学物質」に対する管理・規制が必須ですが、日本政府は、態度を明確にしていません。

### ③ 使い捨て製品など「問題のある・回避可能なプラスチック製品」の使用禁止

スイス等の国々は、PS（ポリスチレン）、PVC（ポリ塩化ビニル）等の 5 種の包装材、酸化型分解性プラスチック製品、意図的に添加されたマイクロプラスチック（マイクロカプセルを含む）、使い捨て製品について、問題のあるプラスチックとしてリスト化し、原則として排除（使用禁止）とすべきことを提案していますが、日本政府は、このような提案への支持を表明していません。

そこで、私たちは、日本が条約案の以下のような事項について積極的に提案し、その実現に向けて真摯に取り組むことを要望します。

## ～私たちの求めるもの～

### ① 新たなプラスチックの生産量を削減する

プラスチックポリマーの生産抑制の世界的・国別の目標を設定すること（条約案 II-1）

### ② プラスチックに含まれる有害化学物質を規制する

「懸念される化学物質」について、UNEP の技術報告書に「ヒトや野生生物への影響が懸念される化学物質群」として記載されている 10 種の「懸念化学物質」をリスト化し、これらについて、禁止、制限、段階的廃止の規制を講じること（条約案 II-2）

### ③ 使い捨てプラスチックの使用を段階的に禁止する

使い捨て製品を含む、「問題のある・回避可能なプラスチック製品」の使用を段階的に禁止すること（条約案 II-3）